

令和4年1月31日
四国電力送配電株式会社

小売電気事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る特別措置 (接続送電サービス料金等の料金算定日の再延長) について

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

現在、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、接続送電サービス料金等についての特別措置を講じておりますが、このたび、その内容を一部変更することとし、令和4年1月25日、経済産業大臣に申請し、1月28日に認可を受けましたので、お知らせいたします。

今後の特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 特別措置の適用対象

当社と接続供給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているもしくは受けようとしている、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した、当社管内の電気の利用者を需要者とする供給地点で、かつ、契約者（小売電気事業者）から当社に特別措置適用の申し出をされた供給地点

2. 特別措置の内容

令和2年3月分から令和4年2月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を原則として、以下のとおり延長いたします。なお、令和2年3月分は料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限りま

	変更前	変更後
令和2年3月分～令和3年9月分	5ヵ月間延長	5ヵ月間延長 (変更なし)
10月分	4ヵ月間延長	5ヵ月間延長
11月分	3ヵ月間延長	4ヵ月間延長
12月分	2ヵ月間延長	3ヵ月間延長
令和4年1月分	1ヵ月間延長	2ヵ月間延長
2月分	—	1ヵ月間延長

3. 特別措置に関するお問い合わせ先（小売電気事業者さま向け）

よんでんネットワークコールセンター

TEL. 0120-410-805

電話受付時間 9:00～17:00

※土・日・祝日を除きます。

以上